## 担い手との意見交換の状況

| 時期      | 場所   | 会議(参加者)       | 主な意見  | 対応方針  |
|---------|------|---------------|---|---|
| 令和元年6月  | 御杖村  | 集落            | 農地中間管理事業は所有者に対して集積協力<br>金や固定資産税の軽減制度などの優遇策があ<br>るが、耕作者に対しての優遇策が少ないのでは<br>ないか。   | 認定農業者、認定新規就農者への支援策を説<br>明。                                |
| 令和元年7月  | 曽爾村  | 農業委員<br>認定農業者 | 山間部は農地面積が小さく、耕作放棄地になり<br>やすい。対策はどう考えているのか。  | 人・農地プランの活用、他地域からの耕作等の<br>ための呼びかけを行う。                      |
| 令和元年11月 | 宇陀市  | 集落            | 農地中間管理事業を通じて地域の農地の耕作を引き受けたときの耕作者側のメリットは何か。  | 人・農地プランを通じて地域の農地を維持管理<br>していくことの説明。                       |
| 令和元年12月 | 葛城市  | 農業法人          | 地域で遊休農地、耕作放棄地が増えつつあり、<br>それを防止するために借りたいと思うが、耕作<br>放棄地を再生するための補助金はないか。耕<br>作放棄地再生の全額補助があればありがたい<br>が、そのような施策が出たら案内してもらいた<br>い。 | 県単独事業の耕作放棄地再生事業の説明。                                       |
| 令和元年12月 | 広陵町  | 集落            |   | 貸借後15年以内に売買する場合は、その農地<br>を貸借している担い手農業者にのみ可能である<br>ことを説明。  |
| 令和2年2月  | 宇陀市  | 認定農業者         | 水稲耕作者は農地中間管理事業にて野菜農家<br>よりも多くの水田を借り入れているが、優遇策が<br>ない。   | 機構集積協力金の説明。   |
| 令和2年1月  | 広陵町  | 集落            | 集落営農の立ち上げ方法と時期などを説明して<br>ほしい。   | 県農林振興事務所と役場より集落営農及び人・<br>農地プランの進め方について後日説明。               |
| 令和2年1月  | 田原本町 | 集落営農法人        | 集落営農法人が農地中間管理事業にて借りている農地について、別の農地と等価交換したいと地権者から相談があった。手続きできるか。  | いったん農地中間管理事業による貸借を合意<br>解約し、新たな地権者と契約を結び直す必要が<br>あることを説明。 |